

「通院介助」について Q & A (当日の質疑応答・アンケートより)

Q 1 「通院介助については、居宅から居宅までの一連の介助として算定される」とあったが、次の場合は算定できるのでしょうか？(介助が必要な方であることが前提)

A 1 日に複数の病院に受診する場合(居宅 A 病院 B 病院 居宅)
算定できます。
但し、介助が必要な方であることが前提となりますので、詳しくは事前チェック項目ステップ 1 をご確認ください。

A 往路を家族が介助し、復路を訪問介護で行なった場合
算定できます。
訪問介護は介護保険法第 7 条で、「居宅において行なわれるもの」と位置付けられ、原則として居宅から居宅までの一連の行為(事前準備含)として、算定が可能となります。(詳細は事前チェック項目ステップ 1 - 6 参照)
については、復路(或いは往路)からの算定となる場合は、外出介助が必要な利用者(事前チェックリストステップ 1 2 参照)で、復路(或いは往路)の介助を家族が行なう事が出来ない理由を、ケアプランに位置付けることが必要になります。

Q 2 バスやタクシー乗車中に介護を要する場合には、算定できるのでしょうか？

A 算定できます。
バスやタクシーに限らず電車や自家用車でも、乗車中利用者に介助が必要な状態であれば、横に付添い同乗することによって算定できます。
(事前チェックリストステップ 1 参照)

Q 3 救急車への乗車や、病院内での対応を依頼されることがあり困っている。今後川崎市から消防署や医師会等へ周知することはあるのでしょうか？

A 今後、機会を見て周知してまいります。

Q 4 「診察時間中は訪問介護員が診察室内同伴し、利用者に代わり生活、服薬状況の報告・確認等を行なった場合でも介護報酬として算定できない」とあるが、訪問介護員ができない部分を介護支援専門員が行なうと考えていいのでしょうか？

(単身、家族対応ができない場合)

A 訪問介護員の対応による介護報酬が算定できないからといって、介護支援専門員や支援センター職員が行なう行為とは言えません。

これは、生活状況の確認及び診療結果の報告等、訪問介護員や介護支援専門員等の誤認から利用者の生命に危機がある事が予測される事から、家族が対応するか、或いは診療内容について書面による家族への報告を医師に求めることが望ましいと考えられます。

この件については、今後、本市から医師会へ協力を求めてまいります。

Q 5 「ヘルパーによる通院介助が必要な方」とはどのような状態の方なのでしょうか？

A 要介護度、ADLだけでなく、使用する交通手段、住宅環境によっても介助の要・不要は異なります。

通院等の介助が必要な状態像とは、ADL 評価等から移動レベルにおいて自立以下の方を指し、見守り、一部・全部介助の方となります。

(視力低下や視野の狭窄、老人性難聴、転倒の危険がある身体レベル等)

また、利用者のニーズや置かれている状況等判断し、他の援助を受ける事ができず、外出が居宅生活を送る上で必要な行為である方が対象となります。

先ず、ケアマネジャーと訪問介護事業所や関係機関で協議してみてください。

それでも判断がつかない場合には、川崎市介護課へお問合せ下さい。

Q 6 「単なる待ち時間」についての考え方について教えてください。

A 「単なる待ち時間」とは、介護を要しない時間帯です。

訪問介護員による身体ケアを行なわない時間、具体的には病院内で診察時間やりハビリを行っている時間を指します。(医療保険請求に含まれる為介護報酬の算定はできません。)

ですから、診察を待つ間、利用者が介護を要する状態であれば(視力低下や視野の狭窄、老人性難聴、転倒の危険がある身体レベル等)算定可能となります。

Q 7 透析に関する通院介助以外に川崎市が保険者判断として往路・復路を別に算定可能としているものはあるのでしょうか？

A 日帰り入院(手術等長時間を要する)も往路・復路を別に算定することができます。

* 個別事例は介護保険課給付係へご相談下さい。

Q 8 リハビリ時間中、ヘルパーはその場を離れてもいいのでしょうか？

(病院スタッフにより対応でき、ヘルパーによる介助が必要ない)

A 利用者への事前説明、同意があればリハビリ時間中はヘルパーがその場から離れても構わない時間と考えられます。

Q 9 「診察室内での対応や、救急車への同乗は家族が行なうもの」と説明があったが、単身者や家族が高齢で対応できない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A 必要があり、対応したとしても介護保険報酬の算定はできません。
しかし、ご質問のように利用者が単身で身寄りがなく、訪問介護員以外に利用者の居宅での状況等を伝える事が出来ない利用者については、利用者との契約に於いて緊急時の対応について十分協議し、了解の基契約行為を行なっていただく必要があります。

Q 10 通院介助を含めた「訪問介護の利用」について一般市民向けのパンフレット等を川崎市で作成する予定はないのでしょうか？

A 訪問介護のみのサービス内容の詳細についてのパンフレットの作成は、現段階では検討しておりません。
これは、本市より具体的なサービス内容を明記したパンフレットを作成した場合、利用者側から保険対象であることを理由に、自立支援にそぐわないサービスと思われるものについても強く言われ、かえって介護保険サービス提供が困難となる恐れがあるからです。

* このQ & Aを参照する際には、平成 16 年 12 月川崎区地域ケア連絡会議で配布いたしました『訪問介護・外出介助・通院介助 事前チェックリスト』を参考にして下さい。

* それでも判断がつかない場合は、川崎市介護保険課へお問合せ下さい。
なお、お問合せの際には『訪問介護・外出介助・通院介助 事前チェックリスト』内にある「FAX送信票」(P6)をご活用下さい。

作成：川崎区内地域ケア連絡会議運営委員会
監修：川崎市長寿社会部介護保険課